

前橋市 介護保険 住宅改修費 取扱い手引き



前橋市 福祉部 介護保険課 給付適正化係

電話 027-898-6157

027-898-3129 (直通)

FAX 027-243-4027

令和6年4月1日から適用

前橋市 住宅改修費取扱い手引き

目次

ページ

1 居宅介護（介護予防）住宅改修費の概要	1
2 住宅改修の種類（対象工事）	1
3 支給限度基準額	3
4 手続きの流れ	4
5 提出書類	5～8
(1)申請書類(事前申請)	5
(2)変更	6
(3)取下げ	6
(4)完了届(事後申請)	7～8
6 支給方法	9
○ 記入例・参考	10～25
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（様式第20号）	10
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第20号の2）	11
住宅改修の承諾書（様式第2－1号）	12
代表相続人指定届・住宅改修の承諾書（様式第2－2号）	13
住宅改修が必要な理由書（様式第1号）	14～15
工事費見積書	16
改修前の写真	17
平面図	18
介護保険住宅改修受付確認書（様式第3号）	19
取下書	20
介護保険住宅改修完了届（様式第4号）	21
領収証	22
改修後の写真	23
介護保険住宅改修完了届（紛失時）	24
○ 前橋市介護保険の住宅改修（チラシ）	25～28
巻末資料	
I Q & A	1
II 法令上の規程	4

1 居宅介護(介護予防)住宅改修費の概要

要介護者・要支援者が、在宅生活の継続と自立した日常生活を営むために手すりの取り付けなどの対象工事を実際に居住する住宅について行い、前橋市が要介護者等の心身の状況や住宅の状況などから必要と認めた場合に住宅改修費が支給されます。

<留意事項>

- ・住所地(介護保険被保険者証に記載の住所)の住宅のみ対象になります。
(住所地に居住していない場合は、住所地の住宅であっても対象になりません。)
- ・新築・増築の場合や老朽化を原因とする改修工事は対象になりません。
- ・間取りや骨組みが変更となる大規模な工事については対象になりません。判断が難しい場合は、介護保険課にお問い合わせください。
- ・申請時点での心身の状況等に基づいた改修のみが対象になります。将来的な予測に基づく改修は、必要性が判断できないため対象なりません。

2 住宅改修の種類(対象工事)

(1) 手すりの取付け

転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの。

<留意事項>

- ・固定されていない家具等への手すりの取付けは認められません。
- ・工事を伴わないものは対象外です。

(2) 段差の解消

通路等の段差又は傾斜を解消するためのもの。

<留意事項>

- ・手すり付き踏み台を設置する場合は、理由書等に「手すりの取付け」「段差解消」の両方の記載が必要です。
- ・工事を伴わないものは対象外です。
- ・段差を解消する機器(昇降機、リフト、段差解消機等)を設置する工事は対象外です。
- ・単純に面積を拡張するのみの工事で、段差が解消されない場合は対象外です。
- ・段差解消の基準となる部分が不明瞭な場合や、工事により撤去されてしまう場合、基準そのものの高さが変更される工事は対象外です。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

<留意事項>

- ・屋内・屋外とも本人の動線上の工事が対象となります。
- ・コンクリート等で通路を設置する場合は、申請者の心身の状況等に基づいて必要な長さや幅を設定してください。申請者の要望で必要以上の通路を設置することとなった場合は、ケアマネジャーと協議のうえ、必要部分を案分し見積書に計上してください。
(段差の解消でスロープを設置する場合にも同様です。)

(4) 引き戸等への扉の取替え

扉全体の取替え(開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等への取替え)、扉の撤去、戸の開き(勝手)の変更、ドアノブの変更、戸車の設置。

<留意事項>

- ・自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は対象外です。
- ・引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合に限り「引き戸等の新設」を対象とします。
- ・戸などの重さを軽くする目的の改修の場合は、工事の前後に訪問調査を行います。
- ・戸車を設置する場合は、設置箇所全ての写真の添付が必要です。
- ・掃き出し窓を屋外への出入りに使用している場合は、窓を戸として改修の必要性を判断しますが、換気など窓として使用している場合は対象外となります。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替え、既存の便器の位置・向きや高さの変更。

<留意事項>

- ・水洗化又は簡易水洗化の部分は対象外です。
- ・暖房便座や洗浄機能など機能の付加を目的とした工事は対象外です。
- ・工事を伴わないものは対象外です。

(6) その他(1)～(5)に付帯して必要となる住宅改修

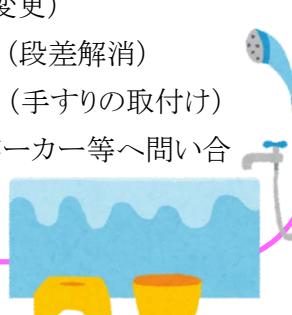
- (1) 手すりの取付けのための壁の下地補強
- (2) スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- (3) 床材の変更のための下地の補修や根太の補強、通路面の材料の変更のための路盤整備
- (4) 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- (5) 便器の取替えに伴う給排水設備工事、床材の変更 等

ユニットバスへの交換について

既存の浴室をユニットバスへ交換する工事の場合は、具体的に困難な状況を確認し、改修箇所と目的を明確にする必要があります。

(困難な状況と改修箇所の例)

- ・脱衣所と浴室に段差があり出入りが困難なため、床をフラットにしたい。(段差解消)
 - ・浴室床が滑りやすく危険なため、床材を変更したい。(床材の変更)
 - ・浴槽が深くまたぎ動作が困難なため、浅い浴槽に交換したい。(段差解消)
 - ・立ち座りの際に支持するものが無いため、手すりを付けたい。(手すりの取付け)
- また、ユニットバス設置工事が一式価格となっている場合は、メーカー等へ問い合わせるなどし、該当部分の価格を按分します。



3 支給限度基準額

要介護状態区分にかかわらず支給限度基準額は20万円です。

20万円までの対象工事について、工事費を支払う時点(領収書記載日)の利用者の負担割合に応じて9割、8割又は7割分を住宅改修費として支給します。

<例外について>

(1)最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合は、改めて支給限度基準額の範囲内で申請できます。(3段階リセット:1回のみの適用)

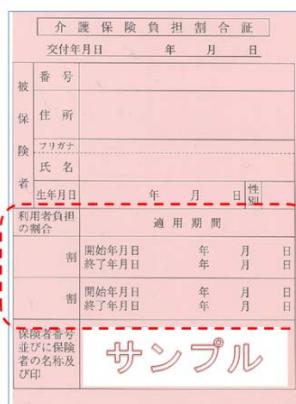
「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護(平成18年4月1日以降) 要支援(平成18年4月1日前)

(2)転居した場合は、転居先で改めて支給限度基準額の範囲内で申請できます(転居リセット)。ただし、再び転居前の住宅に戻った場合は、転居前の住宅に係る支給限度基準額の範囲内で給付となります。

(3)介護保険料の滞納がある場合、給付制限が適用されます。その場合は、保険給付率が7割(負担割合が3割の方は6割)に引き下げられます。(給付制限の適用は被保険者証で確認することができます。)

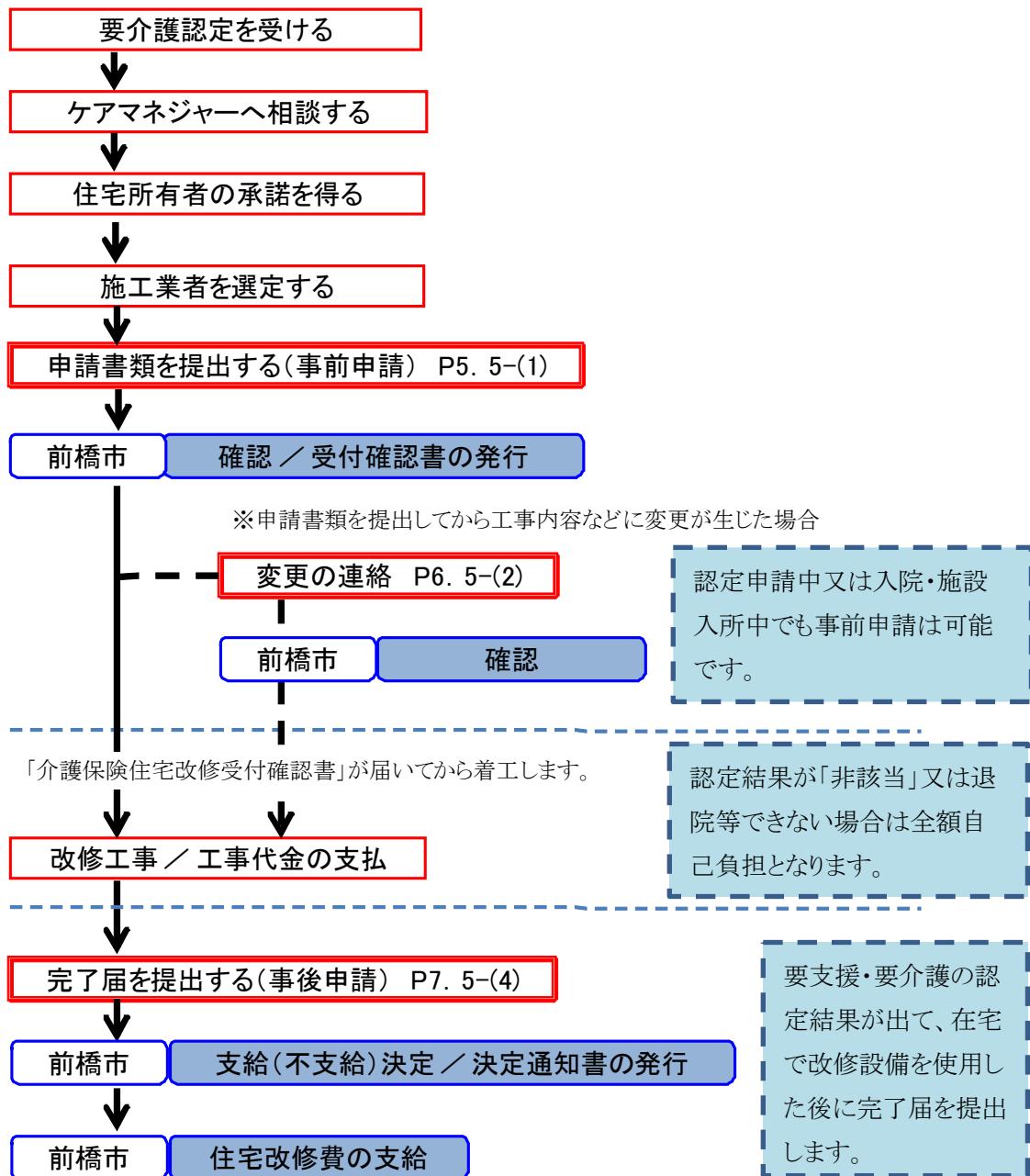
<留意事項>

- 支給限度基準額の範囲内であれば、複数回に分けて申請できます。
- 同一の住宅に複数の被保険者がいる場合は、それぞれ支給限度基準額の範囲内で申請できます。ただし、同一の工事に対して重複して申請することはできません。
- 同住所地での建て替えは住所異動を伴わないため転居リセットとなりません。
また、区画整理等による転居を伴わない住所異動についても、転居リセットとなりません。
- 以前に住宅改修を行ったことのある方の過去の支給限度額について確認が必要な場合は、本人の了解をとった上でお問い合わせください。



介護保険被保険者証		(1)		(2)		(3)	
番号	被保険者	誕生日	性別	支給限度額区分等	給付制限	内容欄「給付額の減額」	期
住所	フリガナ	年月日	男	認定年月日	開始年月日	1月当たり	開始年月日
氏名		年月日	女	事業料未支払の場合 は、基本チェック リスト実施日	終了年月日	サービスの種類	終了年月日
生年月日	性別	年月日	性別	認定の有休期間	開始年月日	種類支給限度額	開始年月日
利用者負担の割合	割合	適用期間	性別	居室宅	終了年月日	支給年月日	終了年月日
割	割	開始年月日	年月日	サービス等	開始年月日	支給年月日	支給年月日
割	割	終了年月日	年月日	サービスの種類	終了年月日	支給年月日	支給年月日
保険者番号及び 保険者名称及び印	サンプル	生年月日	性別	(うち種類支給) (良次標準額)	開始年月日	支給年月日	支給年月日
保険者番号 及び保険 者名称及 び印	サンプル	年月日	性別	認定審査会の 意見及び サービスの 種類の指定	終了年月日	支給年月日	支給年月日
電話	02-224-1111(代表) 2222	年月日	性別	介護保険 施設等	開始年月日	支給年月日	支給年月日
年月日	年月日	年月日	性別	名称	年月日	支給年月日	支給年月日
年月日	年月日	年月日	性別	種類	年月日	支給年月日	支給年月日
年月日	年月日	年月日	性別	名称	年月日	支給年月日	支給年月日

4 手続きの流れ



<留意事項>

- ・事前申請後に工事の内容を変更する場合は、工事前に介護保険課へ連絡してください。
- ・改修工事の前後に訪問調査を実施することがあります。
(訪問調査実施例)
 - ・戸などの重さを軽くする目的の改修
 - ・生活動線の確認
 - ・工事状況(固定の有無など)の確認 等
- ・完了届を提出できる期間は、工事代金を支払った日から2年間です。また、事前申請から3年間を経過しても完了届の提出がない場合は、事前申請を取り下げたものとみなします。

5 提出書類

- ・消せるボールペンで記入された書類については受領できません。
- ・修正液、修正テープによる修正はできません。

(1)申請書類(事前申請)

- ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(様式第20号)
・申請者は、被保険者本人です。
・被保険者以外の方が、住宅改修費の支給を受ける場合は、申請書下段にある委任状欄を記入してください。
・委任者は被保険者本人、受任者は委任者に代わって住宅改修費の支給を受ける方です。

②介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)

(様式第20号の2)

- ・申請者は、受領を委任する事業者です。
- ・委任者は、被保険者本人です。

③住宅改修が必要な理由書(様式第1号)

- ・前橋市では、適正化の観点から、担当ケアマネジャー又は地域包括支援センターの職員が作成します。
- ・担当ケアマネジャーがない場合は、地域包括支援センターの職員が作成しますが、介護サービスを利用していない方で、現時点で居宅(介護予防)サービス計画が提出されておらずその後も提出する予定のないときは、居宅介護支援事業所に属している以下の①②③④の資格者が作成することができます。

①介護支援専門員

②理学療法士

③作業療法士

④福祉住環境コーディネーター2級以上の方

- ・改修が必要な箇所ごとに具体的な困難な状況、改修目的を記載します。
- ・申請者が入院・施設入所中のため、医療機関等で退院時の家屋調査を行った場合は、その旨を記載してください。(例 「令和〇年〇月〇日に△△病院の理学療法士立会いのもと、退院時の家屋調査を実施し、本改修が必要と判断した。」等)

④工事費見積書

- ・工事を行う箇所や内容を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分します。
- ・自費工事と同時に行う場合は、自費分も含めた工事全体の見積りでも問題ありません。その場合、支給対象外となる自費部分を適切に区分します。また、諸経費等に自費工事分が含まれる場合は按分します。
- ・値引きが発生する場合は、消費税をかける前の小計額(税抜き金額)から値引きします。

⑤改修前の写真

- ・カメラの日付機能又は工事看板等を使用して撮影日の写し込みをします。コンピュータでの日付の加工はできません。
- ・手すりの取付位置を線で書き込むなど、施工後のイメージがわかるようにしてください。
- ・段差解消の場合はスケールを当てて撮影します。
- ・便器の高さを変える、手すりの太さ、高さを変える等の目的で工事を行う場合は、既存の高さ、太さがわかるようにスケールを当てて撮影し、完了時に比較できるようにします。
- ・現像した写真は、A4サイズの台紙に貼り付けるか、アルバム用台紙に入れて提出します。

⑥改修前の図面(平面図)

- ・改修予定の状態が確認でき、申請者本人の動線がわかるもの。「寝室」「居間」など部屋の用途や部屋の出入口、屋外の場合は「洗濯物干し」「駐車場」などを記載すると動線がわかりやすくなります。
- ・スロープ設置の場合は、図面に高低差、水平距離、幅員等の寸法を記載します。（立面図等の添付でも可）
- ・平面図、見積書(工事費内訳書)、写真には改修箇所ごとに①、②など対応した番号を振り、照合できるようにします。また、番号は事前申請と完了届で一致するようにします。

⑦住宅改修の承諾書(様式第2－1号)

住宅所有者が申請者本人以外(共有名義を含む)の場合は提出します。

⑧代表相続人指定届・住宅改修の承諾書(様式第2－2号)

住宅所有者が死亡している場合はこちらを使用します。

⑨ケアプランの写し(ケアプランがある場合)

- ・住宅改修が必要な理由書(P1)の資格欄に、ケアプランの有無を記載します。
- ・事前申請の時点でケアプランを作成している場合には、写しを添付します。

(2)変更

工事の内容に変更が生じた場合は、必ず工事前に介護保険課へ連絡してください。変更内容により再申請や書類の訂正等が必要となります。連絡がなく変更があった際は支給対象にならない場合があります。

(3)取下げ

申請者の入院等により、住宅改修を取り止めこととなった場合は、取下書を提出してください。

(4)完了届(事後申請)

①介護保険住宅改修完了届(様式第4号)

- 完了届は「介護保険住宅改修受付確認書(様式第3号)」に同封して送付しています。

②領収証(申請者本人名義のもの)

- 領収証とは、領収年月日、領収金額、工事名の記載がされているものとなります。
- 連名又は家族名義のものは受領できません。
- 領収証の原本が必要です。領収証の返却が必要な方は、原本とコピーの両方を提出してください。窓口で原本を確認後、コピーをお預かりし、原本を返却します。
- 領収証の訂正はできません。
- 印紙が必要な場合は貼付の上、消印をお願いします。
- 受領委任払いの場合、領収日時点の負担割合により利用者負担分を領収してください。(被保険者証と負担割合証の両方を確認してください。)また、利用者負担分に1円未満の端数が出たときは端数を切り上げます。
- 工事内訳書の金額と照合するため、工事内訳書に自費工事分が含まれる場合は、自費工事分も合わせた金額を領収してください。

③工事費内訳書

- 工事を行った箇所や内容を明記し、材料費、施工費を適切に区分します。
- 自費工事と同時に行った場合には、支給対象外部分を適切に区分します。
- 工事費内訳書と改修後の写真の照合を行うため、実際に使用した材料の数量等に合わせて作成します。見積りに計上していても、実際には使わなかった部材については、保険給付の対象にはなりません。

④改修後の写真

- カメラの日付機能又は工事看板等を使用して撮影日の写し込みをします。コンピュータでの日付の加工はできません。
- 段差解消工事を行った場合はスケールを当てて撮影します。
- 便器の高さや手すりの太さ・高さを変える等の目的で工事を行った場合は、改修後の高さ、太さ等がわかる様にスケールを当てて撮影します。
- 改修前の写真と同じアングルで撮影しますが、工事費内訳書との照合を行うため、手すりのプラケットや踏み台の固定金具等、改修前の写真と同じアングルでは詳細が確認できない場合には、別途、**照合が行えるような写真を追加で撮影します。(23ページ参照)**
- 全体が写っていない場合や不明瞭な場合には、撮り直しをお願いしています。
- 踏台設置工事等で、改修後の写真で固定方法が確認できない場合は、固定していることが確認できる施工途中の写真も撮影します。

⑤改修後の図面(平面図)

- 改修後の状態が確認できるもの。実際の工事内容に合わせて作成します。

家族等による住宅改修について

材料の購入費のみ支給対象になります。

(提出書類) 下記以外の提出書類は通常の場合と同じです。

- ・工事費見積書: 購入予定の材料について表を作成します。
- ・領収書: 申請者本人名義の領収書で、材料の販売店が発行したもの。
- ・工事費内訳書: 実際に購入し、改修工事に使用した材料について表を作成します。複数の販売店から購入した場合は、購入先がわかるように作成します。

<留意事項>

- ・購入した材料のうち、実際に工事に使用しなかったもの
(多めに購入したもの、予備等)は対象になりません。
- ・替え刃など道具の購入費は対象なりません。



6 支給方法

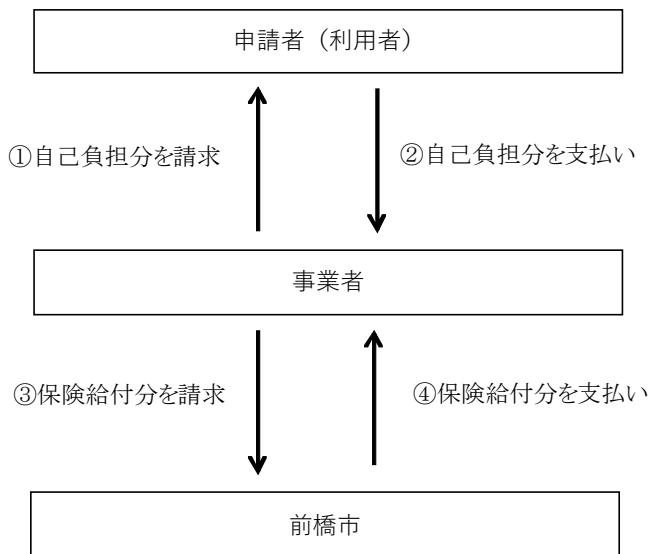
(1) 償還払い

申請者が改修施工業者（以下、事業者）に費用の全額を支払い、後で市から保険給付分の払い戻しを受ける方法です。



(2) 受領委任払い

申請者が事業者に自己負担分を支払い、市は保険給付分を事業者へ支払う方法です。
(保険対象外の工事部分は申請者が事業者に全額支払います。)



受領委任払いを利用できる方の条件

介護保険料の滞納による給付制限を受けていない方 （本紙 3 ページの 3(3)を参照）

<留意事項>

- ・支給決定額が見込み額と相違した場合は、申請者と事業者間で解決してください。
- ・見積りを行う際及び領収する際に、被保険者証と負担割合証の両方により本人の負担割合を確認する必要があります。

介護保険居宅介護（介護予防）工事改修費又和申請書

記入例

フリガナ 被保険者氏名	マエバシ タロウ 前橋 太郎	被保険者 個人番等	申請時に在宅でない場合（ショートステイ中等）は「入所・入院中」となります。		
生年月日	昭和8年 1月 1日生	申請時の状況	1 在宅	② 入所・入院中	
認定有効期間	令和5年12月1日～令和6年12月31日			要介護度等	要介護3
住所	前橋市大手町二丁目12番1号			提出日時点での介護度及び認定有効期間を記入してください。	
住宅の所有者名	前橋太郎・前橋花子 所有者が本人以外の場合には、別途承諾書が必要です。				
改修の内容・箇所及び規模 (該当に○印)	① 手すりの取り付け ② 段差の解消 3 床又は通路面の材料の変更 4 扉の取り替え 5 便器の取り替え	着工日 完成日	事前申請時（予定） 令和6年 2月 1日 令和6年 2月 15日	完了届提出時 年 月 日 年 月 日	
		改修費用 (税込)	80,000円	円	
事業者名	所在地 前橋市〇〇町〇丁目〇〇番地 名称 ○○建設株式会社 担当者氏名 ○○ ○○				
(あて先) 前橋市長			提出日を記入	〇年〇〇月〇〇日	
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。また、この申請に関して現地確認の必要が生じた場合には、調査に応じます。					
申請者住所 前橋市大手町二丁目12番1号 (被保険者) 氏名 前橋 太郎 電話番号 027-000-0000					

上記の給付費を下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	支店名	種目	口座番号	0	0	0	0	0	0	0	0
銀行 介護 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所 介護	普通 当座	フリガナ 口座名義人	マエバシ ハコ 前橋 花子							
0 0 0 0	0 0 0										

本人の口座に振り込む場合は、 この欄は記入不要です。	委任状 (被保険者以外に振り込む場合のみ記入) て、介護保険（介護予防）住宅改修費の受領に関する一切の権限を委任します。		
〇〇年〇〇月〇〇日	委任をした日を記入		
委任者(被保険者) 氏名 前橋 太郎 住所 前橋市大手町二丁目12番1号 電話番号 027-000-0000	受任者(口座名義人) 氏名 前橋 花子 住所 前橋市大手町二丁目12番1号 電話番号 027-000-0000	続柄(妻)	

市記入欄	受付者	福利用具の実績	電話番号をお持ちでない方は、代わりに印鑑を押してください。			確認事項	申請書提出者
		□あり □なし	□あり □なし 残高() 円	□高台 □3段階	□退所(院) □後完了届提出了解済	□限度額/残高超過了解済	□住改事業者 □ケアマネ □その他()
	支給決定額	(円) × 0. =					
	不支給理由						

注1 この申請書に、介護支援専門員等が作成した「住宅改修が必要な理由書」、工事見積書、改修前の写真、住宅改修後の完成予定のわかる物（写真に完成イメージを記入したもの）、平面図を添付してください。

2 在宅の要介護者・要支援者が対象となります。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）

フリガナ 被保険者氏名	マエハシ タロウ 前橋 太郎		被保険 個人	申請時に在宅でない場合（ショートステイ中等）は「入所・入院中」となります。			
生年月日	昭和8年 1月 1日生		申請時の状況	1 在宅	② 入所・入院中		
認定有効期間	令和5年12月1日～令和6年12月31日		要介護度等	要介護3			
住所	前橋市大手町二丁目12番1号		提出日時点での介護度及び認定有効期間を記入してください。				
住宅の所有者	前橋太郎・前橋花子		本人との関係（ 本人・妻 ）				
		所有者が本人以外の場合には、別途承諾書が必要です。					
改修の内容・箇所及び規模 (該当に○印)	① 手すりの取り付け ② 段差の解消 3 床又は通路面の材料の変更 4 扉の取り替え 5 便器の取り替え	着工日	事前申請時（予定） 令和6年 2月 1日		完了届提出時 年 月 日		
		完成日	令和6年 2月 15日		年 月 日		
		改修費用 (税込)	80,000円		円		
(あて先) 前橋市長			提出日を記入		〇年〇〇月〇〇日		
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。また、この申請に関して現地確認の必要が生じた場合には、調査に応じます。							
所在地	前橋市〇〇町〇丁目〇〇番地						
申請者 (受領委任事業者)	事業所名	〇〇建設株式会社					
担当者氏名	代表者職・氏名	代表取締役 〇〇 〇〇					
担当者氏名	電話番号	027-000-0000					
担当者氏名	電話番号	090-0000-0000					
代表者と担当者が同一の場合でもそれぞれ 氏名・電話番号を記入してください。			委任をした日を記入		〇年〇〇月〇〇日		
前橋市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事務取扱要綱の規定に基づき、上記事業者に居宅 介護（予防）住宅改修費の申請及び受領を委任します。							
委任者 (被保険者)	住所	前橋市大手町二丁目12番1号					
氏名	前橋 太郎	電話番号 027-000-0000					
上記の給付費を下記の口座に振り込んでください。							

金融機関名	支店名	種目	口座番号	0	0	0	0	0	0	0
銀行 信用金庫 信用組合 農協 介護	本店 支店 支所 出張所 介護	普通 当座	フリガナ 口座名義人	〇〇ケンセツカブ シカ イシャ 〇〇建設株式会社						
0 0 0 0	0 0 0									

記入欄	受付者	福祉用具の実績	住宅改修の実績		リセット	確認事項		申請書提出者
			□あり □なし	□あり □なし 残高()		円)	□要介護認定後完了届提出了解済 □退所(院)後完了届提出了解済 □3段階 □限度額/残高超過了解済	
		支給決定額	(円) × 0. = 円					
		不支給理由						

注1 この申請書に、介護支援専門員等が作成した「住宅改修が必要な理由書」、工事見積書、改修前の写真、住宅改修後の完成予定のわかる物（写真に完成イメージを記入したもの）、平面図を添付してください。

2 在宅の要介護者・要支援者が対象となります。

※住宅（持家）所有者が申請者本人以外の場合（共有名義を含む）

令和〇年〇月〇日

↑

承諾書を記入した日

住宅改修の承諾書

(住宅所有者又は賃貸住宅の貸主)

住 所 前橋市大手町2－12－×

氏 名 前橋 花子

申請者の氏名を記入

私は、下記表示の住宅に、前橋 太郎が

別紙「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾します。

住宅改修を行う住宅（所在地）

前橋市大手町2－12－×

承諾書を記入した日

令和〇年〇月〇日

代表相続人指定届・住宅改修の承諾書

(代表相続人・住宅改修承諾者)

住 所 前橋市大手町2-12-

氏 名 前橋 花子

所有者との続柄 長女

所有者の氏名

申請者の氏名

下記表示の住宅所有者 前橋 太郎 が死亡しているため、
私が代表相続人となり、前橋 次郎 が
別紙「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行ふことを承諾します。

なお、この届けについて他の相続人から異議があった場合は相続人の間で
解決します。

住宅改修を行う住宅（所在地）

前橋市大手町2-12-

記入例

<基本情報>

ホームページに PDF、ワード、エクセルのファイルがあります。

住宅改修が必要な理由書(P1)

前橋市用

被保険者番号	oooooooooooo	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和	OO年 O月 O日
利用者	被保険者氏名 前橋 太郎	要介護認定	要支援	要介護
			1・2	1・2・3・4・5
住所	前橋市大手町2-12-×			

基本情報はもれなく記入する。
修正液、修正テープによる修正はできません。

現地確認日	令和〇年〇月〇日	作成日	令和〇年〇月〇日
事業所番号	0000000000		
事業所名称	OO事業所		
作成者	ケアプランの有無、資格欄などのチェックや事業所番号、事業所名などをもれなく記入する。		
居宅の届出 (ケアプラン)	<input type="checkbox"/> あり → ケアプランと一緒に提出してください。 <input checked="" type="checkbox"/> なし → 他の介護サービスを利用しておらず、居宅(介護予防)サービス計画の作成予定はありません。		
資格	<input type="checkbox"/> 担当ケアマネジャー・ <input checked="" type="checkbox"/> その他(理学療法士)		
氏名	OO OO		
連絡先 (電話番号)	027-000-0000		

住宅改修が必要な理由書が作成できる資格者は、P5で確認してください

※理由書は、担当ケアマネジャー又は、前橋市地域包括支援センターの職員が作成します。
担当ケアマネジャーがいない方で、今後も介護サービスを利用しないときは、居宅介護支援事業所に属する有資格者が作成できます。

<総合的情報>

14	利用者の身体状況	令和〇年〇月に廊下で転倒し入院。手術後リハビリのため転院し、〇月〇日に退院。 室内では壁などにつたわりながらゆっくり歩行可能だが、部分的に見守りが必要。 移動や立ち上がり、姿勢保持といった生活動作に関する身体状況や屋内及び屋外での移動方法(自己歩行・つたい歩き・介助歩行・歩行器利用など)を記入する。	福祉用具の利用状況と改修後の想定	改修前	改修後
	介護状況	妻と二人暮らし。家事や見守りを妻が行っている。 妻は短時間働いており、日中は本人しかいない場合もある。福祉用具を利用している。 家族の状況、主介護者を含む介護状況を記入する。	<input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 特殊寝台 <input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/> 体位変換器 <input type="checkbox"/> 手すり(レンタル) <input type="checkbox"/> スロープ(レンタル) <input type="checkbox"/> 歩行器	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	住宅改修により利用者等は日常生活をどう変えたいか	以前の様に散歩に出かけられるようになりたいとの希望や、日常生活の中で自分でできることは自分で行っていきたいとの思いを支援していく。 外出時の動作と排泄動作を住宅改修によって改善させ、安全に生活できるようにしていく。 住宅改修によって利用者・家族は、介護状況、ADL、社会参加など、日常生活をどう変えたいと思っているのか(特に何を希望しているのか)また、その効果を記入する。	<u>福祉用具の利用</u> について、住宅改修前と改修後の利用状況を確認する。 レンタル機器(手すり等)を回収する場合は、チェックを外す。 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 簡易浴槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

住宅改修が必要な理由書 (P 2)

前橋市用

<P1の「総合的状況」を踏まえて、① 改善しようとしている生活動作 ② 具体的に困難な状況 ③ 改修目的と改修の方針 ④ 改修項目を具体的に記入してください。>

活動	① 改善しようとしている生活動作 →記入してください。	② ①の具体的に困難な状況 (…なので…で困っている)を記入してください。	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修方針 (…することで…が改善できる)を記入してください。	④ 改修項目 (改修箇所) →
排泄	<input checked="" type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 便器からの立ち座り (移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他 ()	寝室からトイレの移動は、壁を伝わってゆっくり歩行しているが、寝室の出入りの際にバランスを崩しやすい。 トイレ内の移動と便座からの立ち上がりの際に、掴まるところがなく困っている。	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする。 <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他 ()	寝室の出入り口に手すりを設置することで、しっかりと掴まることができる、寝室からトイレの移動を安全に行うことが出来る。 トイレ内の移動と便座から立ち上がりの際に手すりにつかり安定した動作が出来る。(トイレ内のレンタルの手すりは返却予定)
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする。 <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他 ()	
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input checked="" type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他 ()	玄関には以前設置した手すりがあるが、上がり框の段差が大きく昇降が困難である。	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする。 <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他 ()	式台を設置し、既存の手すりと併用することで、安全に昇降動作を行なうことができる。
行動	<p>現状の改善を必要とする動作についてレ点・塗潰し等チェックをする。 (今回改修の対象でない項目にはチェックする必要はありません。)</p> <p>改善しようとする生活動作について、困っていることや問題点を具体的に記入する。</p> <p>現状の問題点をふまえた上で、改修目的の項目をチェックする。 各行為の困難な状況を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記述する。</p> <p>決定された改修内容の項目をチェックし、改修箇所の詳細を記入する。</p>			

記入例

ホームページにPDF、エクセルのファイルがあります。

内訳書 参考書式 A

部屋名	部分	名称	内容(仕様)	数量	単価	金額	対象部分		住宅改修の種類	算出根拠
							数量	金額		
トイレ	①手すり	手すり	木製 ○○メーカー※※	1.7 m					6,800 (1)	
		エンドブラケット	○○メーカー××	2 個					00 (1)	
		コーナージョイント	○○メーカー△△	1 個					00 (1)	
		受ブラケット	○○メーカー□□	1 個					50 (1)	
		取付工賃		1 式					00 (1)	
廊下	②手すり	手すり	木製 ○○メーカー※※	0.5 m					00 (1)	
		ブラケット出隅止	○○メーカー□△	2 個					00 (1)	
		取付工賃		1 式					00,000 (1)	
玄関	③式台	木製踏台	オーダー	1 台	20,000	20,000	1 台	20,000	(2)	
		取付工賃		1 式	4,700	4,700	1 式	4,700	(2)	
トイレ		壁クロス新調	(株) ××社 △△	4 m ²	5,000	20,000				(自費)
		小計				74,350		54,550		
		調整値引き(自費クロス分)			-276					
		合計			74,074			54,350		
		消費税	8 %		5,926	8%	4,348			
		総合計			80,000			58,698		

・材料費(仕様を明記)と施工費を適切に区分します。

・介護保険外分も含まれる場合は、支給対象外部分を適切に区分します。

上記の内容が確認できれば、事業者で通常使用している見積書・工事費内訳書を使用できます。

住宅改修の種類を記入します。

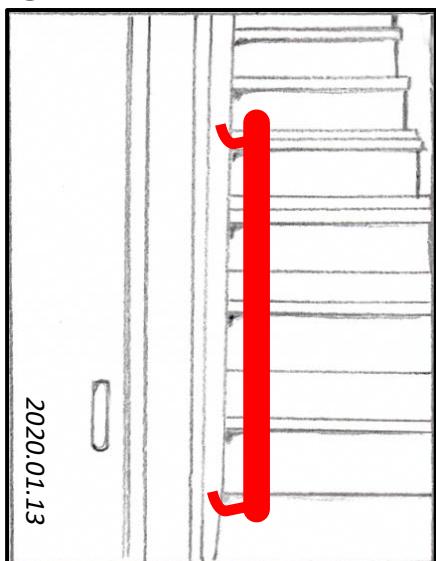
- (1)手すりの取付
- (2)段差の解消
- (3)床又は通路面の材料の変更
- (4)扉の取り替え
- (5)便器の取り替え

工事完了後に作成する工事費内訳書は、実際に使用した材料の数量等に合わせて作成してください。

工事費内訳書と改修後の写真の照合を行っています。

改修前の写真

① 廊下(寝室出入口)



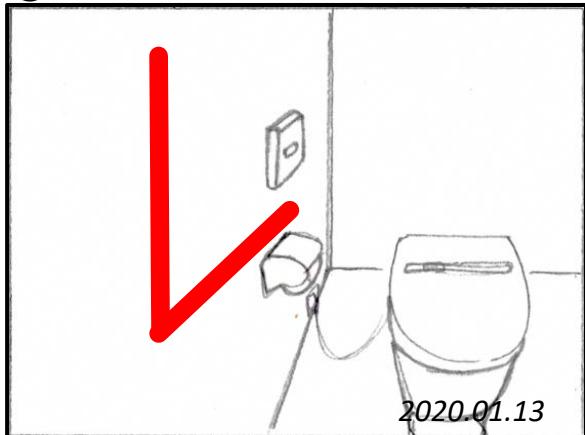
参考

・撮影日の写し込みが必要です。
(カメラの日付機能又は工事看板等を使用します。コンピュータでの日付の加工はできません。)

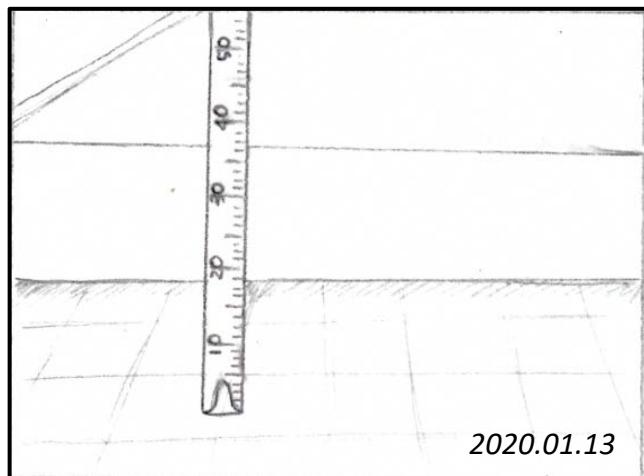
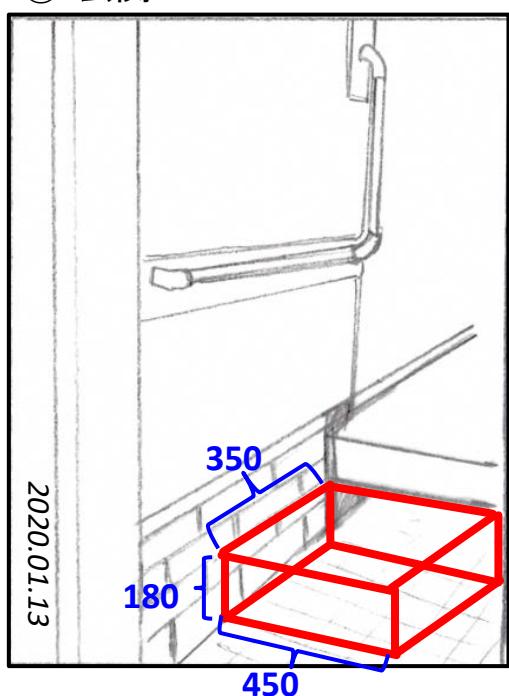
・施工後のイメージがわかるように線などを記入します。

・段差解消の場合はスケールを当てて撮影します。

② トイレ



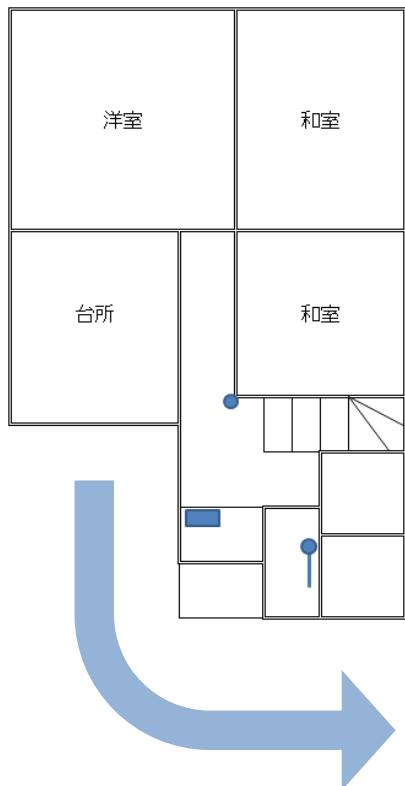
③ 玄関



図面(平面図)

参考

<動線がわかりにくい例>



動線

- ・「寝室」「居間」など部屋の用途を記載します。
- ・部屋の出入口を記載します。
- ・屋外の場合も生活動線が確認できるよう、補足を記入します。(洗濯物干し、駐車場など)

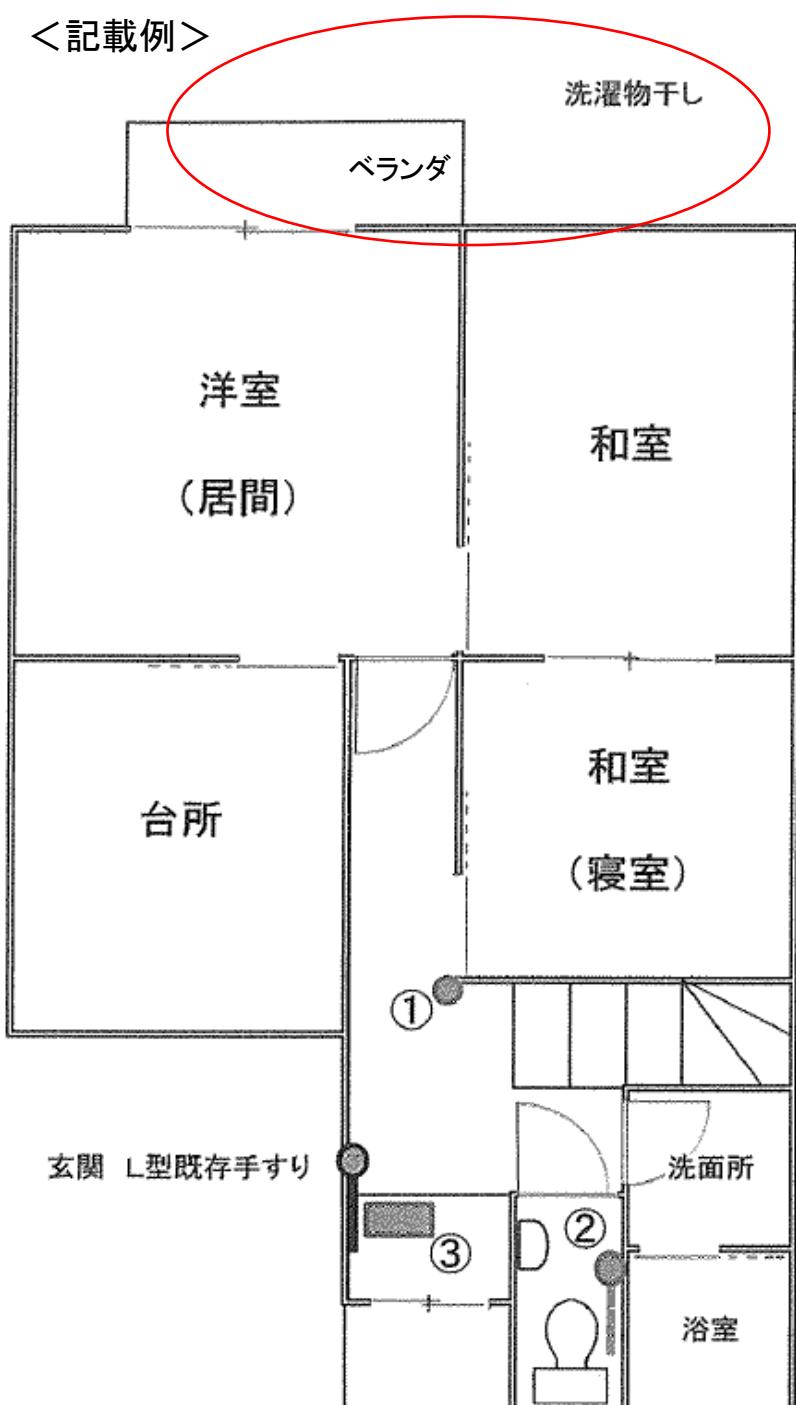
番号

- ・平面図、見積書(工事費内訳書)、写真には改修箇所ごとに①、②など対応した番号を振り、照合できるようにします。
- ・番号は事前申請と完了届で一致するようにします。

スロープ設置の場合

- ・図面に高低差、水平距離、幅員等の寸法を記載します。
(立面図等の添付でも可)

<記載例>



〒371-0026
前橋市大手町二丁目12番×号

前橋市長 小川 昌
(公印省略)

前橋 太郎 様

介護保険住宅改修受付確認書

介護保険住宅改修費支給申請(事前申請)を、令和〇年〇月〇日に受付し確認しましたことを通知します。

◎改修完了後は、同封の介護保険住宅改修完了届に関係書類を添付し提出してください。

注意点

- ◎本書は、住宅改修費の支給を決定するものではありません。
 - ◎工事の内容を変更する場合は、必ず工事前に介護保険課へ連絡してください。
変更内容により再申請や書類の訂正等が必要となります。連絡がなく変更があった際は支給対象にならない場合があります。
 - ◎完了届は、被保険者が改修設備を使用後に提出することができます。
改修設備を使用できなかった場合には住宅改修費の支給は受けられません。
- <住宅改修費の支給が受けられない例>
- ・入院・施設入所中に改修工事を行い、退院等できずに改修設備を使用できなかった場合
 - ・改修設備の使用前に入院・施設入所し、退院等できずに改修設備を使用できなかった場合
- ◎完了届を提出できる期間は、工事代金を支払った日から2年間です。
 - ◎完了届の提出がない場合は、介護保険課から連絡をする場合があります。
 - ◎事前申請から3年間を経過しても完了届の提出がない場合は、事前申請を取り下げたものとみなします。

問い合わせ先

前橋市役所 介護保険課 紙付適正化係
電話 027-898-6157・3129(直通)
担当者 ○○・○○

取下書

令和〇年〇月〇日

(宛先) 前橋市長

記入日

令和〇年〇月〇日付けで提出いたしました

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書について、下記の理由により申請を取下げます。

被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
フリガナ	マエハシ タロウ
申請者氏名 (被保険者)	前橋 太郎
住 所	〒371-XXXX 前橋市大手町 2-12-X 電話番号 027-898-XXXX
取下理由	長期入院となり、在宅復帰の目処が立たないため。

申請者情報

 ケアマネジャー（地域包括支援センター職員）了承済

事業者名 ○○○○○○○○

担当者氏名 ○○○○

 施工事業者了承済

事業者名 ○○○○○○○○○○

担当者氏名 ○○○○

本改修の担当ケアマネジャー
(地域包括支援センター職員)
施工事業者名

必ずチェック

(宛先)前橋市長

申請者

住 所 前橋市大手町二丁目12番×号

氏 名 前橋 太郎

介護保険住宅改修完了届

◎改修終了後は、速やかに次のものを提出してください。

①介護保険住宅改修完了届(本書)

着工日、完了日、改修費用、完了日時点の申請者の状況及び事前申請から工事完了日までの間に入院・施設入所をされていた方は退院・退所日を記入してください。

②領収証(申請者本人名義のもの)

③工事費内訳書

④改修後の写真(写真内に撮影日を写し込んであるもの)

⑤改修後の図面(平面図)

被保険者番号	被保険者氏名	住所	着工日	改修費用(税込)
			令和〇年〇月〇日	
0001234567	前橋 太郎	前橋市大手町二丁目12番×号	完了日	領収証額(税込)
			令和〇年〇月〇日	8,000 円

申請者の完了日時点の状況(1 在宅
2 入院・入所)
退院・退所日 令和〇年〇月〇日

領 収 証

令和XX年〇月〇日

前橋 太郎 様

¥8,000円

但し 手すり取付工事、段差解消工事代として
上記正に領収しました

○○建設株式会社
代表取締役 ○○ △△

印

提出

- ・領収証の原本が必要です。領収証の返却が必要な方は、原本とコピーの両方を提出してください。窓口で原本を確認後、コピーをお預かりし、原本を返却します。

記載事項

- ・領収証とは、領収年月日、申請者本人の名義、領収金額、工事名の記載がされているものとなります。
- ・連名又は家族名義のものは受領できません。
- ・領収証の訂正はできません。
- ・印紙が必要な場合は貼付の上、消印をお願いします。

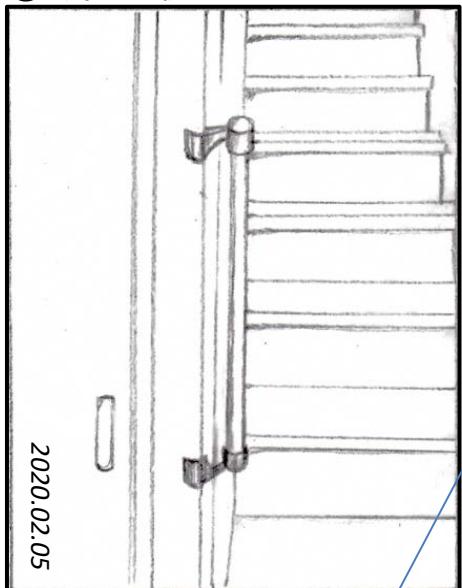
領収金額

- ・受領委任払いの場合、領収日時点の負担割合により利用者負担分を領収します。（被保険者証と負担割合証の両方を確認してください。）利用者負担分に1円未満の端数が出たときは端数を切り上げます。
- ・工事内訳書の金額と照合するため、工事内訳書に自費工事分が含まれる場合は、自費工事分も合わせた金額を領収します。
- ・前金等で領収する際は、確認書発送日以降の領収日のみ有効となりますのでご注意ください。

改修後の写真

参考

① 廊下(寝室出入口)

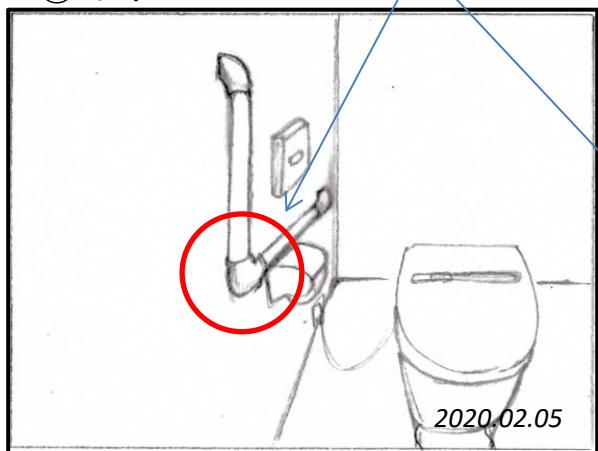


・改修前の写真と同じ角度で撮影します。

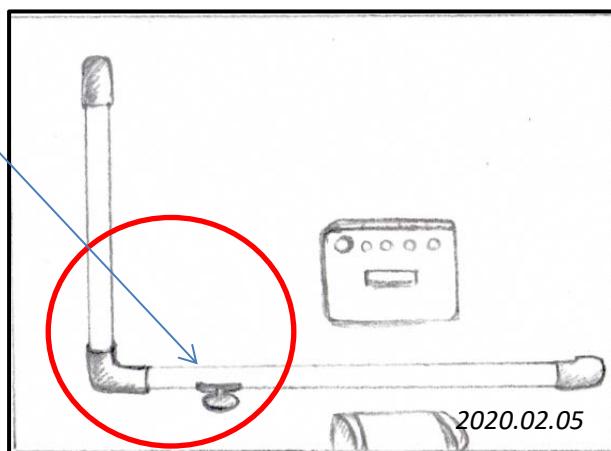
・工事費内訳書との照合を行うため、手すりのブラケットや踏み台の固定金具等、改修前の写真と同じ角度では詳細が確認できない場合には、別途、照合が行えるような写真を追加で撮影します。

・全体が写っていない場合や不明瞭な場合には、撮り直しをお願いしています。

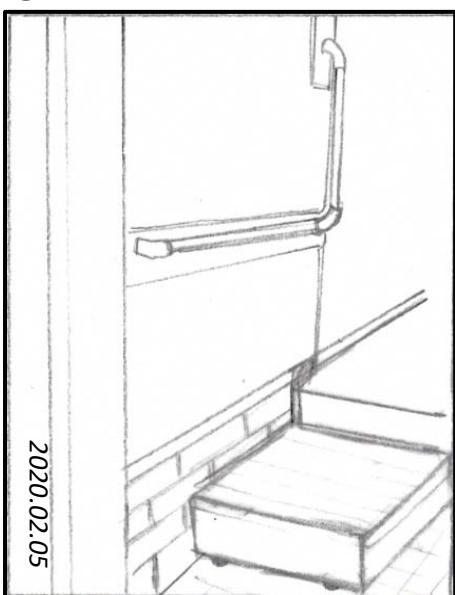
② トイレ



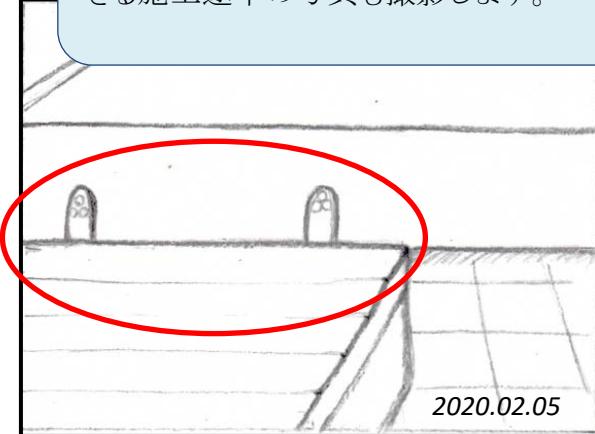
例: 横受けブラケットが隠れて見えないので、見える写真を添付



③ 玄関



・改修後の写真で固定方法が確認できない場合は、固定していることが確認できる施工途中の写真も撮影します。



任意書式

ホームページに PDF、ワード
のファイルがあります。

参考

※完了届を紛失した場合は、任意の書式で完了の報告をしてください。

完 了 届

令和〇年〇月〇日

介護保険住宅改修完了届を紛失しましたが、住宅改修が完了しましたので、
次のとおり報告します。

住 所 前橋市大手町二丁目 12 番×号

氏 名 前橋 太郎

被保険者番号 0001234567	着工日 令和〇年〇月〇日 完了日 令和〇年〇月〇日	改修費用（税込）
		80,000 円
		領収証額（税込）
		8,000 円

被保険者の完了日時点の状況 (1 在宅 (2) 入院・入所)

退院日 令和〇年〇月〇日

前橋市 介護保険の住宅改修

在宅の要介護者・要支援者が手すりの取付けなどの対象工事を実際に居住する住宅について行い、前橋市が要介護者等の心身の状況や住宅の状況などから必要と認めた場合に、住宅改修費が支給されます。

対象工事

- ① 手すりの取付け（工事を伴わないものは対象外）
 - ② 段差の解消（工事を伴わないもの、段差を解消する機器を設置する工事は対象外）
 - ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - ④ 引き戸等への扉の取替え（自動ドアの動力部分の設置は対象外）
 - ⑤ 洋式便器等への便器の取替え（水洗化、簡易水洗化の部分は対象外）
- ※その他①～⑤の工事に付帯して必要となる工事



支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず支給限度基準額は**20万円**です。

20万円までの対象工事について、工事費を支払う時点（領収証記載日）の利用者の負担割合に応じて9割、8割又は7割分を住宅改修費として支給します。

＜例外について＞

- ① 最初に住宅改修費の支給を受けたときから「介護の必要な程度」の段階が3段階以上上がった場合は、改めて支給限度基準額の範囲内で申請できます。（1回のみの適用）
- ② 転居した場合は、転居先で改めて支給限度基準額の範囲内で申請できます（転居リセット）。ただし、再び転居前の住宅に戻った場合は、転居前の住宅に係る支給限度基準額の範囲内で給付となります。
- ③ 介護保険料の滞納がある場合、給付制限が適用されます。

留意点

- ① 別紙「手続きの流れ」「提出書類」「支給方法」をご確認ください。
正式な手続きで申請が行われなかった場合、住宅改修費の支給が受けられないことがあります。
- ② 支給限度基準額の範囲内であれば、複数回に分けて申請できます。
- ③ 新築・増築の場合や老朽化を原因とする改修工事は支給対象になりません。
- ④ 申請時点での心身の状況等に基づいた改修のみが対象になります。将来的な予測に基づく改修は、必要性が判断できないため支給対象なりません。
- ⑤ 同一の住宅に複数の被保険者がいる場合は、それぞれ支給限度基準額の範囲内で申請できます。ただし、同一の工事に対して重複して申請することはできません。
- ⑥ 要介護認定申請中又は入院・施設入所中の場合でも、申請書類を提出し、介護保険課の確認後に改修工事を行うことが可能ですが、ただし、認定結果が「非該当」の場合や退院・退所できない場合には、住宅改修費の支給は受けられません。（全額自己負担となります。）

問い合わせ先

前橋市 介護保険課 紙付適正化係

電話：027-898-6157・3129（直通）

（R6.4版）

手続きの流れ

要介護認定を受ける

※要介護認定申請中または入院・施設入所中の場合でも、申請書類を提出し、介護保険課の確認後に改修工事を行うことが可能ですが。ただし、認定結果が「非該当」の場合や退院・退所できない場合には住宅改修費の支給は受けられません。（全額自己負担となります。）

ケアマネジャーへ相談する

担当ケアマネジャーがない場合は、地域包括支援センターへ相談してください。

住宅所有者の承諾を得る

施工業者を選定する

施工業者の指定はありません。

申請書類を提出する（事前申請）

前橋市

確認／受付確認書の発行

※申請書類を提出してから工事内容などに変更が生じた場合

変更の連絡

前橋市

確認

「介護保険住宅改修受付確認書」が届いてから着工します。

改修工事／工事代金の支払

完了届を提出する（事後申請）

申請者が在宅で改修設備を使用した後に提出します。

前橋市

支給（不支給）決定／決定通知書の発行

前橋市

住宅改修費の支給

※改修工事の前後に市の職員が訪問調査をさせていただくことがあります。

提出書類

※消せるボールペンで記入された書類については受領できません。

(1) 申請書類（事前申請）

① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

支払方法(償還払い又は受領委任払い)によって申請用紙が異なります。



② 住宅改修が必要な理由書

担当ケアマネジャー又は地域包括支援センターの職員に作成を依頼します。

③ 工事費見積書

工事を行う箇所や内容を明記し、材料費、施工費、支給対象外部分を適切に区分します。

④ 改修前の写真

撮影日の写し込みが必要です。

手すりの取り付け位置を線で書き込むなど施工後のイメージがわかるようにしてください。

段差解消の場合はスケールを当てて撮影します。

⑤ 改修前の図面(平面図)

改修予定の状態が確認でき、申請者本人の動線がわかるもの。

以下の書類は該当する場合に必要です。

⑥ 住宅改修の承諾書:住宅所有者が申請者本人以外の場合(共有名義を含む)

⑦ 代表相続人指定届・住宅改修の承諾書:住宅所有者が死亡している場合

⑧ ケアプランの写し:ケアプランがある場合

(2) 変更

※ 工事の内容を変更する場合は、必ず工事前に介護保険課へ連絡してください。変更内容により再申請や書類の訂正等が必要となります。連絡がなく変更があった際は支給対象にならない場合があります。

(3) 完了届（事後申請）

① 介護保険住宅改修完了届

完了届は「介護保険住宅改修受付確認書」に同封して送付します。

② 領収証(申請者本人名義のもの)

領収証とは、領収年月日、領収金額、工事名の記載がされているものとなります。

連名又は家族名義のものは受領できません。

領収証の原本が必要です。領収証の返却が必要な方は、原本とコピーの両方を提出してください。□
窓口で原本を確認後、コピーをお預かりし、原本を返却します。

③ 工事費内訳書

工事を行った箇所や内容を明記し、材料費、施工費、支給対象外部分を適切に区分します。

実際の工事内容に合わせて作成してください。

④ 改修後の写真

撮影日の写し込みが必要です。

工事内訳書との照合を行うため、手すりのブラケットや踏み台の固定金具などがはっきり写るように撮影してください。

⑤ 改修後の図面(平面図)

改修後の状態が確認できるもの。実際の工事内容に合わせて作成します。

支給方法

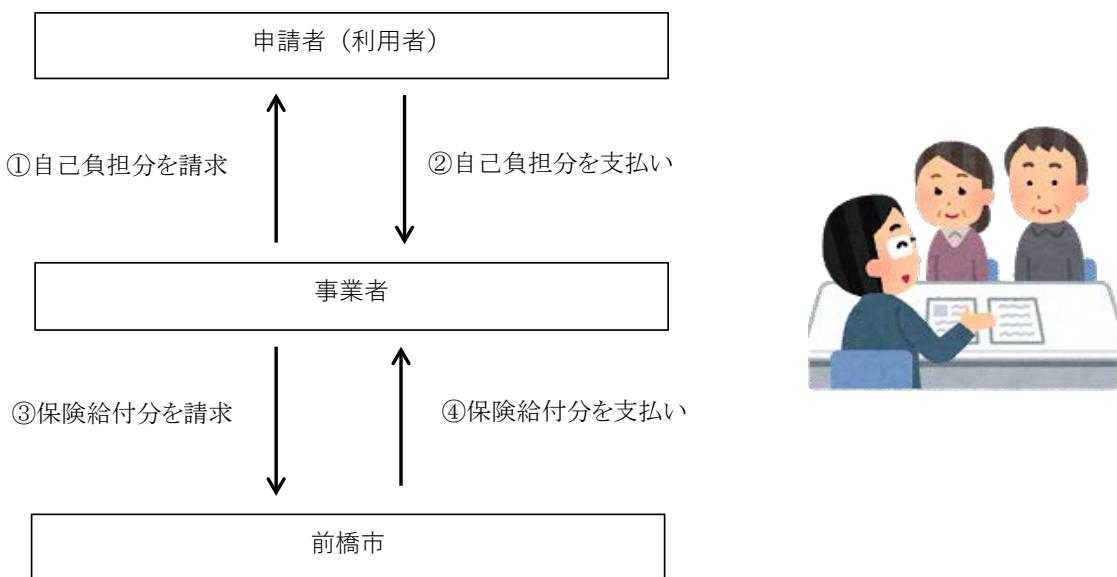
(1) 償還払い

申請者が改修施工業者（以下、事業者）に費用の全額を支払い、後で市から保険給付分の払い戻しを受ける方法です。



(2) 受領委任払い

申請者が事業者に自己負担分を支払い、市は保険給付分を事業者へ支払う方法です。
(保険対象外の工事部分は申請者が事業者に全額支払います。)



受領委任払いを利用できる方の条件

給付制限を受けていない方

※支給決定額が見込み額と相違した場合は、申請者と事業者間で解決してください。

卷末資料

目次

ページ

I 介護サービスQ & A	1
II 法令上の規程	
○介護保険法	4
○介護保険法施行規則	5
○厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類	6
○「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について	7
○介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて	8
○居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について	9



I 介護サービスQ&A 【「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A 厚生労働省】より一部抜粋

項目	質問	回答
領収証	領収証は写しでもよいか	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。
工事内訳書	支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。
添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。
新築工事の竣工日以降の改修工事	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。
賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。
賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者と共に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。
分譲マンション共用部分の改修費	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。
一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せていている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。
入院(入所)中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない(退院しないこととなった場合は申請できない)ものと考える。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱って差し支えない。
家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。
手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によつては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。
浴室の段差解消工事	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる

項目	質問	回答
上がり框(かまち)の段差緩和工事	(住宅改修)上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。
段差解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。
床材の表面加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。
扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。
引き戸の取替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなつたからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。
洋式便器の改修工事	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかつたり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなつことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となる。
洋式便器への便器取替工事	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。
既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。
和式便器の腰掛け式への変換	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。
滑り止めのゴム	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。
段差解消・手すり	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	貴見のとおり。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。
玄関以外のスロープ	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。
段差の解消	玄関から道路までの通路の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框(かまち)への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。

項目	質問	回答
通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。
扉の取り替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。
段差の解消に伴う付帯工事の取扱い	(住宅改修)脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はその他の設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなつたために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になつた場合の浴槽をかさ上げするなどの工事 ③②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。
段差の解消の取扱い	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものと考える。
住宅改修における利用者負担の助成	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分(施工費用の1割)の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90／100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきでもあり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。 なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。
理由書の様式	住宅改修が必要な理由書の様式が示されたが、市町村独自で様式を定めることは可能か。	3月の課長会議で示した様式は標準例としてお示したものであり、それに加えて市町村が独自に定めることは可能である。
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷(転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。)への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居住要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更(改修)についても認められる。

II 法令上の規程

○介護保険法

(居宅介護住宅改修費の支給)

第四十五条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。

- 2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
- 3 居宅介護住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。
- 4 居宅要介護被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅介護住宅改修費の額の総額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。
- 5 前項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
- 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護住宅改修費支給限度基準額とすることができる。
- 7 居宅介護住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。
- 8 市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(平一法一六〇・平一七法七七・一部改正)

(介護予防住宅改修費の支給)

第五十七条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。

- 2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
- 3 介護予防住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。
- 4 居宅要支援被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する介護予防住宅改修費の額の総額は、介護予防住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定め

るところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

- 5 前項の介護予防住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
- 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の介護予防住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における介護予防住宅改修費支給限度基準額とすることができます。
- 7 介護予防住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該介護予防住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。
- 8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(平一法一六〇・平一七法七七・一部改正)

○介護保険法施行規則

(居宅介護住宅改修費の支給が必要と認める場合)

第七十四条 居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

(居宅介護住宅改修費の支給の申請)

第七十五条 居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、住宅改修(法第四十五条第一項に規定する住宅改修をいう。以下同じ。)を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称
 - 二 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日
 - 三 介護支援専門員その他居宅要介護被保険者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの
 - 四 当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの
 - 五 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日
 - 六 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証
 - 七 当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、住宅改修が完了した後に

同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することができる。

- 3 住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要介護被保険者でない場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。

(平一八厚労令三二・一部改正)

(介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合)

第九十三条 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

(平一八厚労令三二・一部改正)

(介護予防住宅改修費の支給の申請)

第九十四条 介護予防住宅改修費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、住宅改修を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類等を提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称
 - 二 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日
 - 三 介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの
 - 四 当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの
 - 五 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日
 - 六 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証
 - 七 当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、住宅改修が完了した後に同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することができる。
- 3 住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要支援被保険者でない場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。

(平一八厚労令三二・一部改正)

○厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

(平成十一年三月三十一日)

(厚生省告示第九十五号)

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十五条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

(平一二厚告四八一・改称)

介護保険法第四十五条第一項に規定する厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、一種類とし、次に掲げる住宅改修がこれに含まれるものとする。

- 一 手すりの取付け
- 二 段差の解消
- 三 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 四 引き戸等への扉の取替え
- 五 洋式便器等への便器の取替え
- 六 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

改正文(平成一二年一一月一六日厚生省告示第三四九号)抄

平成十二年十二月一日から適用する。

改正文(平成一二年一二月二八日厚生省告示第四八一号)抄

平成十三年一月六日から適用する。

○「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について

(平成 21 年 4 月 10 日)

(老振発第 0410001 号)

(各部道府県介護保険主管部(局)長あて厚生労働省老健局振興課長通知)

略

第 2 保険給付の対象となる福祉用具等の範囲の整理について

- 1 認知症老人徘徊感知機器 略
- 2 引き戸等への扉の取替え

「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 95 号)第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」については、従来、扉位置の変更等を含め扉の取替えとしてきたところであるが、検討会での議論を踏まえ、引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合もあることから、その場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付対象であることを整理したものである。

○介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

(平成十二年一月三十一日)

(老企第三十四号)

(各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

略

第二 住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

(2) 段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第三項第五号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第三号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

(4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第一号から第五号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ) に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更

○居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について

(平成 12 年 3 月 8 日)

(老企第 42 号)

介護保険における居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給に関しては、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)、介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)及び「厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類(平成 11 年厚生省告示第 95 号。以下「種類告示」という。)」において所要の規定を整備しているほか、「居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額(平成 12 年厚生省告示第 35 号。以下「基準額告示」という。)」及び「介護の必要的程度が著しく高くなった場合における介護保険法第 45 条第 4 項の規定により算定する額(平成 12 年厚生省告示第 39 号。以下「特例告示」という。)」が平成 12 年 2 月 10 日に公布され、同年 4 月 1 日から適用することとされたところである。

このうち、種類告示の内容及び取扱いについては、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号当職通知)」においてお示

したところであるが、このほか、居宅介護住宅改修費等の支給の取扱いは下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、居宅介護支援事業者等に周知の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 住宅改修費の支給限度額

(1) 支給限度基準額

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとしたところであり、これらに通常要する費用を勘案して、基準額告示において、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額を 20 万円としたところである。

このため、20 万円までの住宅改修を行うことが可能であり、20 万円の住宅改修を行った場合、通常、保険給付の額は 18 万円(以下要約:2割負担 16 万円、3割負担 14 万円)となる。

(2) 支給限度額管理

① 支給限度額と要介護状態区分等との関係

基準額告示においては、居宅介護住宅改修費支給限度基準額は要介護状態区分にかかわらず定額(20 万円)とし、介護予防住宅改修費支給限度基準額も同額としたところである。また、施行規則第 76 条第 1 項及び第 95 条の規定により、居宅介護住宅改修費の支給と介護予防住宅改修費の支給は、同一の支給限度額で統一的に管理される。すなわち、要介護状態区分が変更された場合、要介護者が要支援者になった場合又は要支援者が要介護者になった場合であっても、それをもって支給限度額に変更があるわけではなく、支給限度額は、以前に支給された住宅改修費の額を支給限度基準額(20 万円)から控除した額となる。

また、平成 18 年 4 月 1 日前に居宅支援住宅改修費が支給されている場合には、その支給額は「以前に支給された住宅改修費の額」に算入され、支給限度額は、支給限度基準額(20 万円)からこれを控除した額となる。

ただし、施行規則第 76 条第 2 項の規定及び特例告示により、過去において最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して介護の必要の程度が著しく高い要介護認定を受けている状態(次に掲げる要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要な程度」の段階が 3 段階以上上がった場合)で行った住宅改修について、初めて住宅改修費の支給を受ける場合には、それ以前に支給された住宅改修費の額にかかわらず、改めて支給限度基準額(20 万円)までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。なお、この取扱いは 1 回に限られる。

「介護の必要な程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護(平成18年4月1日以降) 要支援(平成18年4月1日前)

② 転居した場合の支給限度額管理

支給限度額管理は、施行規則第 76 条第 1 項及び第 95 条の規定により、現に居住している住宅に係る住宅改修費のみを対象として行うこととしており、当該住宅以外の住宅について支給された住宅改修費については、支給限度額管理の対象とはならない。よって、転居した場合には改めて支給限度基準額までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。

(注) これらの具体的取扱いについて別紙 1 として解説を作成したので活用されたい。

2 住宅改修費の支給申請

(1) 事前申請

被保険者は、住宅改修を行おうとする前に、以下の申請書又は書類の一部を市町村に提出することとなるが、市町村は、「利用者保護」の観点から、これらの提出される書類で当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、被保険者に対して、その確認結果を事前に教示することとする。

その際、市町村は、被保険者の誤解を招くことのないよう、住宅改修完了後に行われる住宅改修費の支給決定とは異なるものであることを合わせて説明する必要がある。

① 申請書(施行規則第 75 条第 1 項第 1 号及び第 2 号、(以下略))

第 1 号の「住宅改修の内容、箇所及び規模」は、改修を行う工事種別(種類告示の第 1 号から第 5 号までの別)ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載することとするが、「当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの」においてこれらの内容が明らかにされている場合には、工事種別のみを記載することとして差し支えない。

また、第2号の「住宅改修に要する費用の見積もり」は、住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであって、その内訳がわかるよう、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもので、別紙2の様式を標準とする。

また、居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員(以下「介護支援専門員等」といふ。)は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとする。

なお、当該被保険者に対して居宅サービス計画等が作成されている場合は、居宅サービス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の記載内容が確認することができれば、申請書への記載を省略して差し支えない。

② 住宅改修が必要な理由書(施行規則第 75 条第 1 項第 3 号、第 94 条第 1 項第 3 号)

第 3 号の「住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの」は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するもので、別紙 3 の様式を標準とする。

また、当該書類を作成する者は、基本的には居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員等とするが、市町村が行う福祉用具・住宅改修支援事業等として、住宅改修の相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家も含まれるものである。ただし、当

該書類を作成しようとする者が、当該住宅改修に係る被保険者の居宅サービス計画等を作成している者とが異なる場合は、十分に連絡調整を行うことが必要である。

また、当該被保険者に対して居宅サービス計画等が作成されている場合は、居宅サービス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の記載内容が確認することができれば、理由書への記載を省略して差し支えない。

なお、介護支援専門員等が当該書類を作成する業務は居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することはできない。また、介護支援専門員等が、自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の工事を請け負い、住宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収したりすること等は認められない。

③ 住宅改修の予定の状態が確認できるもの(施行規則第75条第1項第4号、第94条第1項第4号)

第4号の「住宅改修の予定の状態が確認できるもの」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後の予定の状態を写真や簡単な図で示したものとする。

(2) 事後申請

被保険者が住宅改修を完了し、次に掲げる書類を市町村に提出したときには、市町村は、事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給が必要と認めた場合、住宅改修費の支給を決定する。

① 「住宅改修に要した費用」(施行規則第75条第1項第5号、第94条第1項第5号)

「住宅改修に要した費用」については、住宅改修費の支給対象となる住宅改修費の費用とする。

② 領収証(施行規則第75条第1項第6号、第94条第1項第6号)

第6号の「住宅改修に要した費用に係る領収証」には、工事費内訳書も添付する。工事費内訳書は、工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとする。

なお、領収証は住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めた費用を記載して差し支えないが、この場合、「住宅改修に要した費用」が種類告示の第1号から第6号までに掲げる住宅改修に要した費用として適切に算出されたものであることがわかるよう、工事費内訳書において算出方法を明示するものとする。

③ 完成後の状態を確認できる書類等(施行規則第75条第1項第7号、第94条第1項第7号)

第7号の「住宅改修の完成後の状態を確認できる書類等」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるものとする。

④ 住宅の所有者の承諾書(施行規則第75条第3項及び第94条第3項)

当該住宅改修を行った被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅改修についての所有者の承諾書が必要であるので留意されたい。

⑤ やむ得ない事情がある場合の手続き(施行規則第75条第2項、第94条第2項)

やむ得ない事情がある場合とは、入院又は入所者が退院又は退所後の住宅での受け入れのため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申

請を行うことが制度上困難な場合等をいう。

また、平成 18 年 4 月 1 日前に住宅改修に着工した場合についても、当該やむ得ない事情がある場合に該当するものである。

なお、事前申請制度が定着する当分の間、事前に申請がなかった住宅改修についても、当分の間、「やむ得ない事情がある場合」として、経過的に保険者の判断で運用することは差し支えない。

3 住宅改修費の算定上の留意事項

(1) 住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取り扱うが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象とならないものである。

(2) 新築又は増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象とならないものである。

また、増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象とならないが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となり得るものである。

(3) 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出する。

(4) 被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とするものである。この場合、施行規則第 75 条第 1 項第 6 号及び第 94 条第 1 項第 6 号の「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成することとする。なお、この場合であっても、必要となる書類に変更はないので留意されたい。

(5) 一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一の住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能である。ただし、一の住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとする。したがって、例えば被保険者が 2 人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行なったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことが可能であるが、共用の居室について床材の変更を行なったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなる。

4 支援体制等の整備

(1) 支援体制の整備

住宅改修は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、住宅改修の予算等を総合的に勘案することが必要であり、福祉用具と同様に個別性が強いものである。また、ひとたび住宅改修を行うと、簡単に修正できるものではないことから、2 の(1)で事前に提出される申請書又は書類により、当該申請に係る住宅改修が保険給付として適當なものかどうかを確認し、事前に被保険者に対して、その確認結果を教示するとともに、被保険者からの事前の相談に対し適切な助言等を行うことができるよう、市町村は、都道府県、関係機関、関係団体、居宅介護支援事業者等とも連携を図り、住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者等による支援体制を整備することが望ましい。

なお、市町村は、地域支援事業の一つである福祉用具・住宅改修支援事業として相談、助言等の事業、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業を行うことが可能である。

(2) 事業者に係る情報提供

被保険者が住宅改修の事業者を適切に選択できるよう、市町村は住宅改修の事業者に関する情報を提供することが重要である。特に、高齢者の住宅改修は一般の住宅改修と異なり、高齢者の心身の状況等を勘案すること、要介護状態の変化にも適切に対応していくこと等が求められるため、事業者に関し、高齢者の住宅改修の実績や、アフターサービスの方針等の情報についても提供するよう留意することとされたい。

(3) 事業者等に対する研修事業の実施

適切な住宅改修が行えるよう、住宅改修の事業者の育成も重要であり、関係機関、関係団体等の協力を得て、都道府県又は市町村が研修事業を行うことが望ましい。

(4) 事業者に対する質問・検査等

市町村は、住宅改修の支給に関して必要あると認めるときは、法第 45 条第 8 項、法第 57 条第 8 項の規定により、住宅改修を行う者又は住宅改修を行った者に対して、報告、帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、関係者への出頭を求め、又は事業所へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされている。

5 市町村における介護保険とは別の住宅改修に関する助成制度

一部の市町村においては、法施行前から住宅改修について助成事業が行われているところであるが、法施行後も、法における住宅改修費の支給対象外の工事及びその費用が支給限度基準額を超えて行われる工事について、助成を行うことは可能である。

ただし、法に基づく住宅改修費の支給対象となる住宅改修を助成対象とする場合、法に基づく住宅改修費の支給を確実に優先させるためには、これを超える分について地方公共団体の単独事業として助成する旨の調整規定を、当該事業の根拠である条例等に盛り込むことが必要である。

(別紙 1) 略

(別紙 2) 略

(別紙 3) 略